

2 . 建築物などの移転

それぞれ該当する建築物などの敷地内における位置及び敷地の緑化措置の基準によります。

3 . 建築物などの外観の模様替え

それぞれ該当する建築物などの形態、意匠、色彩及び素材の基準によります。

4 . 建築物などの外観の色彩の変更

それぞれ該当する建築物などの色彩の基準によります。

【解 説】

建築物などの移転、建築物などの外観の模様替え及び建築物の外観の色彩の変更の基準は、それら行為によって直接影響する事項のみに適用することを規定したものです。

2
建築物などの移転

3
建築物などの
外壁の模様替え

4
建築物などの
外観の色彩の変更

5 . 工作物の新築、改築または増築

5 - 1 垣、さく、へい(建築物に附属するものを含む。)その他これらに類するもの

(1) 形態・意匠

・周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とする。

景観区：すべて

【解 説】

参照： P 1 「1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 2 形態」
P 20 「 ” ” 1 - 4 意匠」

垣、さくなどは、できるかぎり周辺景観に調和し、まち並みにまとまりと潤いを与えることのできるよう配慮します。

敷地内に庭などがある場合は、外部から敷地内が少し見えるようにしたり、垣、さく越しに敷地内の豊かな緑を感じることができるようにするなど、敷地と道路が一体的に感じられるよう配慮します。

敷地内を遮蔽する目的で垣、さくなどを設ける場合は、できるかぎり周辺景観に調和し、良好な景観の形成に寄与できる形態・意匠とします。



連続して生垣を設けることで、周辺景観の質を高めた例



周辺の景観に配慮した遮蔽性の高い塀の例

(2) 色彩

- ・ けばけばしい色彩を避け、周辺景観との調和が得られるものとする。

景観区：市

- ・ 落ち着いた色彩で、周辺景観及び敷地内の状況との調和が得られるものとする。

景観区：集・砂・山・冨・河

【解説】

参照： P26 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-5 色彩」

(3) 素材

- ・ 湖岸及び湖岸道路に面するものにあっては、樹木（生垣）などを用いるよう努める。

景観区：すべて

- ・ 建築物の敷地にあっては、樹木（生垣）、木材、石材などの自然素材を用いる。ただし、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とする。

景観区：砂・山・冨・河

【解説】

参照： P35 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-6 素材」

P38 「 ” 1-7 敷地内の緑化」

湖岸及び湖岸道路に面する垣、柵などについては、周辺の景観との調和を図るとともに、緑豊かな湖岸景観や緑の潤いのある沿道景観を形成するため、できるかぎり樹木を活用したものとします。



湖側緑地に面した敷地を緑化し、湖岸の親水空間（公共空間）と一体となった緑豊かな水辺景観を形成している例（再掲）



自然石と木材を使用した塀の例

生垣は、その形状や樹種の選択により、景観構成の強調や背景としての効果などのほか、境界の表示、侵入防止、微気候調節(通風・日照の調節)、遮蔽、植栽の保温などの機能を果たすことができます。スクリーンの美しさ、景観へのなじみの良さは他の物に代えがたいものであることから、効果的に利用できるよう工夫します。

<生垣の種類>

外 垣	庭や建物の周囲を囲み、境界として、あるいは遮蔽の機能を持たせるために作られるもので、高さ 1.5 ~ 2.0 メートルの生垣。
高(生)垣	境界や遮蔽の機能を持つためのものであるが、高さが 3.0 ~ 5.0 メートル位で、主に防火、防風用に利用される。 地上から 2.0 メートル位は下枝を払い、その上は、竹や丸太で四つ目状あるいは網状に組んで生長枝を誘引して生垣とする。
境界垣	花壇や芝生地、菜園などを囲む輪郭や区画用に作られる。高さは 0.3 ~ 1.0 メートル位の低い生垣。
蔓物垣	蔓性の植物を、金網柵や竹垣、木製の垣や柵などにかからませた生垣。
混ぜ垣	刈り込みのできる樹種あるいは落葉、常緑の樹種を混植して作る垣。

出典：造園施行管理技術編（監修／国土交通省都市局公園緑地課）

<生垣に使用する樹種の条件>

1. その土地の自然条件に適していること
2. 萌芽力が旺盛で刈り込みに耐えること
3. 枝葉が密で下枝が枯れにくいこと
4. 病害虫などに強いこと
5. 移植、手入れが容易なこと など

<生垣に使用する主な樹木>

高生垣	常緑：シラカシ・アラカシ・モチノキ・サワラ・ヒマラヤスギなど
日陰地	常緑：シラカシ・アラカシ・サンコジュ・サザンカ・ヤブツバキ・レッドロビン（セイヨウカナメモチ）・ネズミモチ・ヒラギモクセイ・イヌツゲなど
花 木	常緑：キンモクセイ・サザンカ・ヤブツバキなど 落葉：ドウダンツツジなど
新 緑	常緑：ベニカナメモチ・レッドロビン（セイヨウカナメモチ）
針 葉 樹	常緑：カイヅカイブキ・サワラ・イヌマキなど
狭い場所	常緑：ナリヒラダケ・ヤダケなど

出典：環境・景観デザイン百科（彰国社編）

5 - 2 門（建築物に附属するものを含む。）

（1）形態・意匠・色彩

・周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするとともに、落ち着いた色彩とする。

景観区：

【解説】

参照： P54 「5. 工作物の新築、改築または増築 5 - 1. 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するものの新築、改築または増築」

P26 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 5 色彩



石積み、生垣、門と敷地境界側の工作物に統一感を持たせることで、周辺景観との調和を図った例

5 - 3 擁壁

(1) 形態

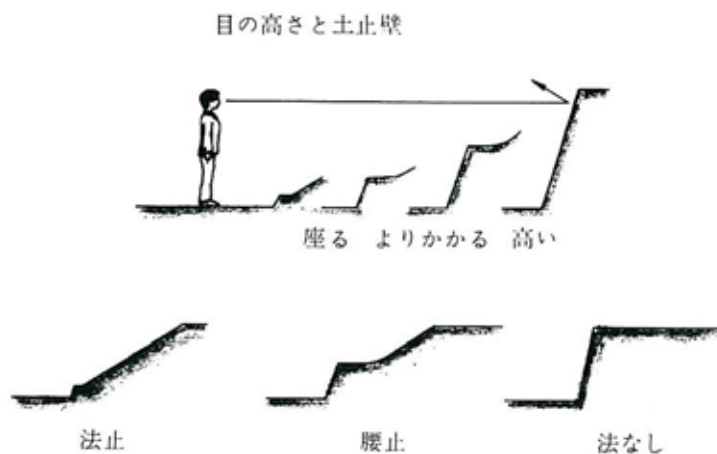
- 湖岸及び湖岸道路に面して設けるものにあつては、極力低いものとする。

景観区：すべて

【解説】

湖と陸域、道路と建築物などの敷地の間につながりを持たせ、一体となった景観形成を図るため、湖岸及び湖岸道路に面する箇所においては、原則として擁壁の設置を避けます。

やむを得ず設置する場合は、一体的に感じられるようなり面を併設するなど、その高さをできるかぎり低くします。



(出典：ランドスケープデザイン2 / 理工図書)



擁壁の高さを抑えとともに、植栽により周辺の景観と調和させた例

(2) 意匠

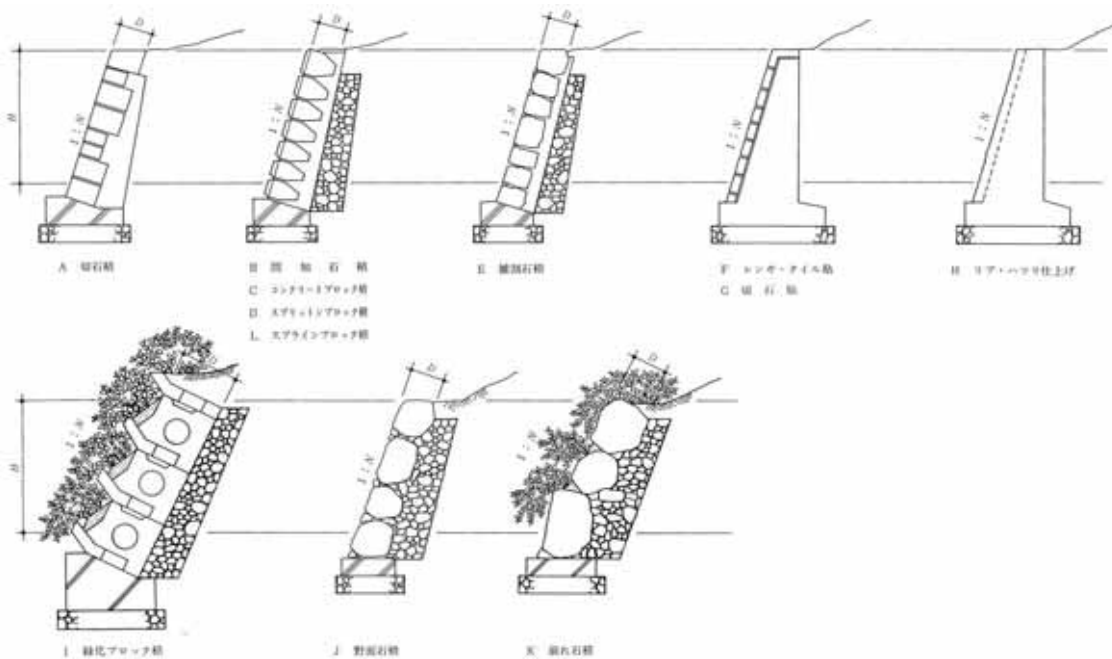
- ・地域の景観を特徴づける擁壁などの構造物が残されている近傍では、その様式、材料などを継承し、地域的な景観の創出に努める。

景観区：すべて

【解説】

地域の景観を特徴づける擁壁などの構造物が残されている近傍では、その様式、材料などを継承することにより、地域的な景観を保全するだけでなく、さらに良好な景観となるよう配慮します。

< 擁壁の種類 >



(出典：ランドスケープデザイン2 / 理工図書)



擁壁を石積みとすることで歴史的なまちなみ景観を維持している例

(3) 素材

- ・石材などの自然素材を用いる。ただし、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いる。これらの素材を用いることができない場合は、壁面の緑化、構造物前面の植栽などによる修景措置を講じる。なお、琵琶湖及び内湖の水面に面して設けるものにあつては、多孔質な構造とするなど生物の生息環境に配慮したものとするよう努める。

景観区：すべて

【解説】

擁壁の素材は、周辺の景観に調和する石材などの自然素材を用いることを基本とします。やむを得ず、天然素材以外の材料を使用する場合は、これを模したものをを用いることで景観との調和を図ります。

自然素材やそれを模した素材も用いることができない場合は、壁面の緑化、構造物前面の植栽、化粧型枠などにより積極的に景観的措置を講じます。

特に、道路（管理用の通路は除く）都市河川若しくは公園に面して、おおむね高さ2メートル以上の擁壁を設ける場合は、周辺景観に与える影響が大きいことから、その勾配や壁面形状を変化させるなど、圧迫感や威圧感を軽減する修景措置を講じます。

また、琵琶湖及び内湖の水面に面して設けるものにあつては自然石積みや多孔質構造のブロックを使用するなど、生物の生息環境に配慮します。



擁壁の前面を緑化することで、周辺の景観に調和させてた例



生物の生息環境に配慮し、多孔質な石積みの構造とした例



コンクリート擁壁の壁面に植栽を行うことで背後の山並みと調和した潤いのある景観を形成している例



コンクリートの擁壁を化粧型枠により修景処理することでまちなみ景観に変化を与えている例

5 - 4 煙突またはごみ焼却施設 アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これら に類するもの 記念塔、電波塔、物見塔などその他これらに類するもの 高架水槽

(1) 敷地内における位置

- ・敷地境界線から極力後退する。

景観区：すべて

- ・原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から 2 メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から 10 メートル以内の敷地にあつては汀線から 10 メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から 2 メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から 2 メートル以上後退する。

景観区：すべて

【解 説】

参照： P 1 「 1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 1 敷地内における位置」

工作物などは周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないように、できるかぎり敷地境界線から後退します。特に道路などの公共用地に接する敷地境界線からはできるかぎり大きく後退し、建築物などの威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした道路景観を形成します。

また、同一敷地内に複数の工作物などが設置される場合は、なるべく 1 箇所にとめるよう配慮します。



敷地境界線から後退し、植栽を行なうことで道路への威圧感、圧迫感を軽減した機械式駐車場の例

(2) 形態・意匠・色彩

・ すっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。

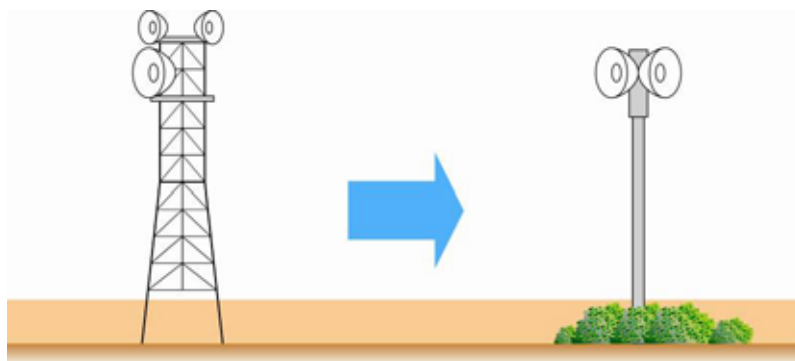
景観区： すべて

【解説】

参照： P 1 「 1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 2 形態」
P 20 「 ” 1 - 4 意匠」
P 26 「 ” 1 - 5 色彩」

工作物の形態・意匠については、周辺景観との調和が得られるよう、機能と構造強度を考慮したうえで、構造体そのものをスマートなデザインとしたり、ルーバーの取り付けなどの景観的処理を行うことで、できるかぎりすっきりとした印象となるよう配慮します。

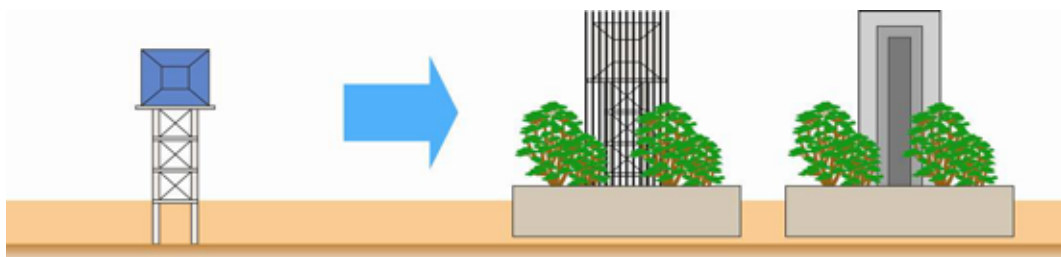
< 電波塔の場合 >



< 煙突の場合 >



< 高架水槽の場合 >



周辺景観との調和が得られるよう、鉄塔などのフレーム状の形態をもつ工作物の色彩は、山間部など緑の自然豊かな地域においては焦げ茶色、それ以外は灰色（亜鉛メッキ色）を基本とします。亜鉛メッキの光沢が、景観を阻害する要素となる恐れがあるため、メッキ後にリン酸処理を施したり、耐候性鋼材を使用してメッキを省略するなど、周辺の景観と調和するよう配慮します。

原則として、計画地を中心に概ね半径 5km 以内の範囲にある主要な視点場（不特定多数の人が利用する道路や公園、公共施設など）から望見した場合に、背景となる景観の大半が天空であれば灰色（亜鉛メッキ色）に、山並みや樹林であれば焦げ茶色と判断します。



背景となる景観に合わせて灰色に着色した例



背景となる景観に合わせて焦げ茶色に着色した例

なお、高さが 60メートル以上の鉄塔など、航空法により赤白の着色（昼間障害標識）もしくは高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の設置が求められる場合は、なるべく高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯とし、周辺の景観との調和に配慮します。

主要な視点場：湖岸、湖上、湖岸道路、琵琶湖近傍の史跡名勝などにおいて不特定多数の人が利用する場所

- ・レクリエーション施設（眺望台、公園、水泳場など）
- ・公共公益施設（博物館、公民館、運動施設、道の駅など）
- ・自然公園、都市公園施設（湖岸緑地他）
- ・史跡名勝（史跡、神社仏閣他）
- ・交通施設（港湾、湖岸道路、航路など）

(3) 規模

・都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物などに該当する工作物については、次に掲げる措置を講じる。

a 工作物の規模は、中景及び遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないよう努める。

b 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないよう配慮する。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量を少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図る。

c 中景及び遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにする。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とする。

d 中景及び遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにする。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とする。

e 中景及び遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにする。

景観区：すべて

【解説】

参照： P16 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-3 規模」

(4) 敷地内の緑化

- ・汀線や湖岸道路から後退してできる空地には特に緑化に努めること。
景観区：すべて
- ・必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図る。
景観区：すべて
- ・植栽は、自然植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とする。
景観区：すべて

【解説】

参照： P38 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-7 敷地内の緑化」

施設の規模、形状に合わせ、敷地内の緑化を積極的に施します。

敷地の外周部は、道路から容易に望見できないよう、遮蔽性の高い生垣などで緑化します。また、常緑の中高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮します。

ただし記念塔などで、周辺の景観を引き立たせ、地域の良好なシンボルとなると判断され、かつ、樹木の植栽が好ましくない場合は、その限りではありません。

(5) 樹木などの保全

- ・敷地内に生育する樹林は、保存するよう努める。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめる。
景観区：すべて
- ・樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努める。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図る。
景観区：すべて
- ・敷地内に生育するヨシ原などは、保存するよう努める。
景観区：すべて
- ・敷地内に生育する樹林は、保存するよう努める。やむを得ず伐採するときは、樹林の連続性が途切れることのないよう配慮する。
景観区：河

【解説】

参照： P51 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-8 樹木などの保全」

5 - 5 彫像その他これに類するもの

(1) 敷地内における位置

- ・敷地境界線から極力後退する。

景観区： すべて

- ・原則として、湖岸道路から 2 メートル以上後退する。

景観区： すべて

- ・琵琶湖に直接面する敷地または汀線から 10 メートル以内の敷地にあつては汀線から 10 メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から 2 メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から 2 メートル以上後退する。ただし、芸術性または公共性があり、周辺の景観との調和が図れるものなどにあつては、この限りでない。

景観区： すべて

【解説】

参照： P 1 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 1 敷地内における位置」

(2) 形態・意匠・色彩

- ・原則として、周辺景観になじむ形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩としない。これにより難しい場合は、湖岸及び湖岸道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じる。ただし、芸術作品展などの開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りでない。

景観区： すべて

【解説】

参照： P 9 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 2 形態」

P 26 「 ” 1 - 5 色彩」

彫像やモニュメントなどの形態・意匠は、原則として地域の景観になじみ、その景観を引き立たせるようなものとします。色彩についても、原則として地域の景観を阻害するけばけばしい色彩のものは避けます。やむを得ず特異なものを設ける場合は、道路から容易に望見できない位置に設けるか、敷地外周部に遮へい措置を講じます。

ただし周辺の景観を引き立たせ、地域の良好なシンボルとなると認められる場合や、芸術作品展などの開催に伴い一時的に設置するものは除きます。

(3) 規模

- ・都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物などに該当する工作物については、5-4 (3)のaからeまでに掲げる措置を講じる。

景観区：

【解説】

参照： P16 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-3 規模」

(4) 敷地内の緑化

- ・周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図る。

景観区：

- ・汀線、内湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努める。

景観区：

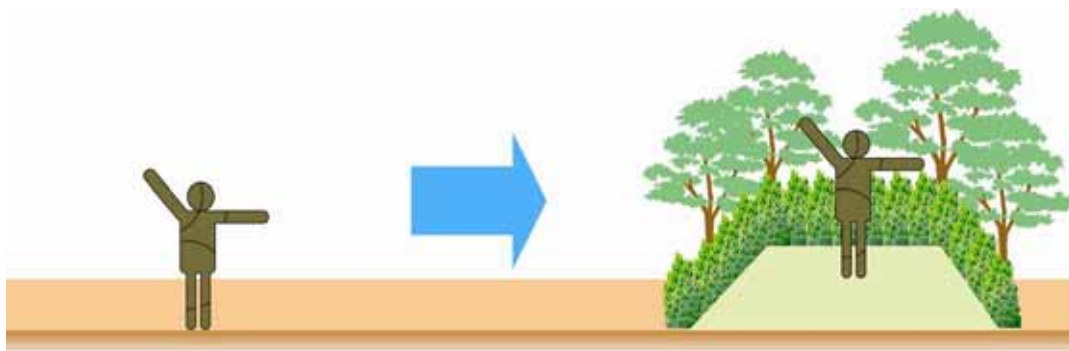
- ・植栽は、自然植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とする。

景観区：

【解説】

参照： P38 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-7 敷地内の緑化」

彫像を引き立たせるとともに、周辺景観との調和を図るため、積極的に敷地内を緑化します。特に汀線、内湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地は、緑化に努めます。



(5) 樹木などの保全

- ・樹姿又は樹勢が優れた樹木、樹林若しくはヨシ原などが敷地内にある場合は、これらを修景に生かすよう配慮する。

景観区：すべて

【解説】

参照： P 51 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 8 樹木などの保全」



周辺の景観に調和した落ち着いた色彩の彫像の例



周辺の景観に調和した落ち着いた色彩、形状の彫像の例



積極的な緑化により、彫像を引き立たせるとともに、周辺景観との調和を図った例

5 - 6 汚水または廃水処理する施設

(1) 敷地内における位置

- ・敷地境界線から極力後退する。

景観区：すべて

- ・原則として、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退する。

景観区：すべて

【解説】

参照： P1 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 1 敷地内における位置」

(2) 意匠

- ・平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、目立たなくする。

景観区：すべて

【解説】

参照： P20 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 4 意匠」

汚水、廃水処理施設の壁面は、周辺地域に圧迫感や威圧感を与えないよう、陰影効果を考慮して、表面の形状や色彩・素材などを工夫します。また、むき出しとなった配管類は、本体と同色の塗装を施したり、道路から見えにくいところにまとめることで、雑然とした印象を軽減します。

(3) 色彩

- ・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。

景観区：すべて

【解説】

参照： P26 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 5 色彩」

(4) 敷地内の緑化

- ・汀線、内湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努める。

景観区：すべて

- ・敷地外周部は、生垣などで緑化し、容易に望見できないようにする。

景観区：すべて

- ・常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図る。

景観区：すべて

- ・植栽は、自然植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とする。

景観区：すべて

【解説】

参照： P38 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-7 敷地内の緑化」

施設の規模、形状に合わせ、修景緑化を積極的に施します。

敷地の外周部は、道路から容易に望見できないよう、遮蔽性の高い生垣などで緑化します。また、常緑の中高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮します。



樹木により遮へいすることで、周辺景観に与える影響を軽減した例
敷地外から見たところ（左）と敷地内の様子（右）

(5) 樹木などの保全

- ・敷地内の樹林は、保存するよう努める。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめる。

景観区：すべて

- ・樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努める。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図る。

景観区：すべて

- ・敷地内に生育するヨシ原などは、保存するよう努める。

景観区：すべて

【解説】

参照： P51 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 8 樹木などの保全措置」

5 - 7 メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

(1) 敷地内における位置

- ・敷地境界線から極力後退する。

景観区：すべて

- ・原則として、湖岸道路から 2 メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から 10 メートル以内の敷地にあつては汀線から 10 メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から 2 メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から 2 メートル以上後退する。

景観区：すべて

【解説】

参照： P 1 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 1 敷地内における位置」

(2) 規模

- ・都市計画法第 8 条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物などに該当する工作物については、5 - 4 (3) の a から e までに掲げる措置を講じる。

景観区：すべて

【解説】

参照： P 16 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 3 規模」

(3) 敷地内の緑化

- ・汀線、湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地には特に緑化に努めること。

景観区：すべて

- ・敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行う。

景観区：すべて

- ・敷地面積が0.3ヘクタール以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）にあっては、原則として、その敷地の20パーセント以上の敷地を緑化する。

景観区：すべて

- ・植栽は、自然植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とする。

景観区：すべて

【解説】

参照： P38 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-7 敷地内の緑化」

これらの施設は、周辺の景観と調和しにくく、形態・意匠・色彩の面から特殊な景観となることから、周辺景観に与える影響を和らげるため、できるかぎり遮蔽に努めるとともに、積極的な修景緑化などを行います。

これらの施設には、観覧車など眺望を目的とした施設や相当の高さを有する施設など、遮へいが不可能な施設もあるため、施設外周部にボリュームのある緑化措置を講じることで、周辺の景観からの突出感を緩和します。

これらの施設により、あえて特徴的な景観をデザインする場合においても、周辺景観とのバランスに配慮します。

遊園地などにおいては、施設の用途上、さまざまな種類の樹木が植栽されることが予想されますが、敷地境界線に面した部分と湖岸や湖岸道路に接する部分については、特に自然植生に配慮したものとします。



(4) 樹木などの保全

- ・ 樹姿または樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努める。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図る。

景観区：すべて

- ・ 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努める。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめる。

景観区：すべて

- ・ 敷地内に生育するヨシ原などは、保存するよう努める。

景観区：すべて

【解説】

参照： P 51 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 8 樹木などの保全」

5 - 8 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料などを貯蔵する施設 その他これらに類する施設

(1) 敷地内における位置

- ・道路側の敷地境界線から極力後退する。

景観区：すべて

- ・原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から 2 メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から 10 メートル以内の敷地にあつては汀線から 10 メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から 2 メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から 2 メートル以上後退する。

景観区：すべて

【解 説】

参照： P 1 「 1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 1 敷地内における位置 」

(2) 規模

- ・都市計画法第 8 条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物などに該当する工作物については、5 - 4 (3) の a から e までに掲げる措置を講じる。

景観区：すべて

【解 説】

参照： P 16 「 1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 3 規模 」

(3) 意匠

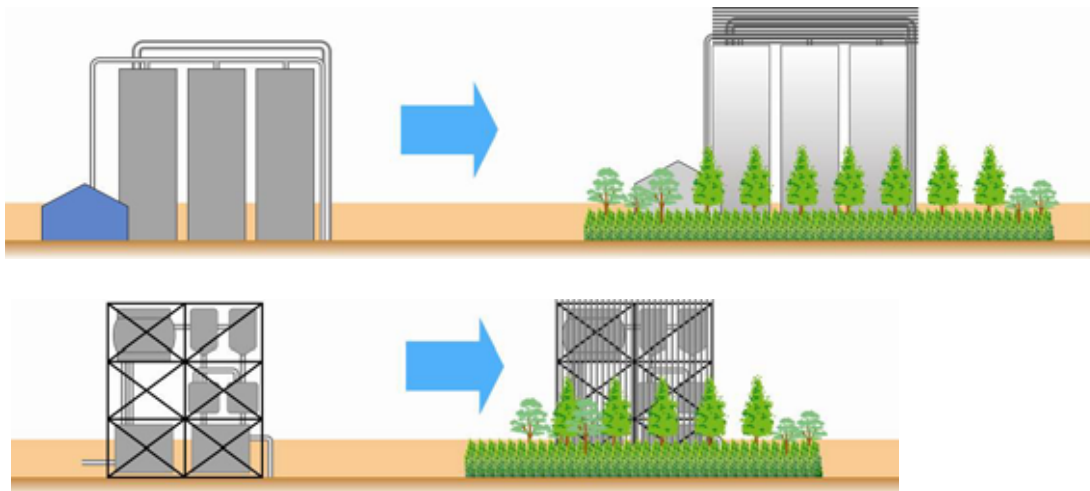
- ・壁面、構造などの意匠が周辺景観に調和するよう配慮し、外部に設ける配管類は、目立たなくする。

景観区： すべて

【解説】

参照： P20 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-4 意匠」

これらの工作物の壁面は、周辺地域に圧迫感や威圧感を与えないよう、陰影効果に配慮します。また主となる構造や施設に付属するむき出しとなった配管類やコンベアー類は、構造体そのものの形態を見直したり、道路から見えにくいところへの配置、ルーバーの取り付け、本体と同色の塗装などの景観的处理を行うことで、できるかぎりすっきりとした印象となるよう配慮します。



(4) 色彩

- ・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。

景観区： すべて

【解説】

参照： P26 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-5 色彩」

(5) 敷地内の緑化

- ・汀線、湖岸及び湖岸道路から後退してできた空地には、特に緑化に努める。
景観区：すべて
- ・敷地面積が 0.3 ヘクタール以上であるもの（都市計画法第 8 条に規定する用途地域内のものを除く。）にあつては、原則として、その敷地の 20 パーセント以上の敷地を緑化する。
景観区：すべて
- ・常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図る。
景観区：すべて
- ・植栽は、自然植生を考慮し、周辺環境との調和する樹種とする。
景観区：すべて

【解説】

参照： P 38 「 1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 7 敷地内の緑化」

(6) 樹木などの保全

- ・敷地内に生育する樹林は、保存するよう努める。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめる。
景観区：すべて
- ・樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するように努める。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図る。
景観区：すべて
- ・敷地内に生育するヨシ原などは、保存するよう努める。
景観区：すべて

【解説】

参照： P 51 「 1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 8 樹木などの保全」

5 - 9 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路 または空中線系（その支持物を含む。）

（1）位置

・鉄塔は、原則として、特別地区内または湖岸若しくは湖岸道路沿いには設置しない。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図る。

景観区：すべて

・鉄塔は、稜線を乱さないよう、尾根から極力低い位置とする。

景観区：山

【解説】

鉄塔は、すっきりとした湖岸の風景を保持するため、原則として水辺景観特別地区内、湖岸、湖岸道路に沿っての設置を避けます。

やむを得ず設置するときは、地下埋設とします。技術的、経費的、都市の成熟度などの観点から、地下埋設が困難な場合は、できるかぎり景観上大きな影響を与えないように、極力整理統合を図り、できるかぎり数を減らすなど配慮します。

山岳水辺景観区の山りょうの近傍では、送電鉄塔は、本市の景観の特徴である山並の尾根線の美しいシルエットに配慮し、その稜線を乱さないよう、尾根からできるかぎり低い位置とします。

横断するものについてはその限りではありません。



稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ下げて設置した例

・電柱は、原則として、湖岸沿い及び樹林の生育域内には配置しない。

景観区： すべて

・電柱は、整理統合を図るとともに、目立たない配置とするよう努める。

景観区： すべて

【解説】

電柱などは、鉄塔と同様に、原則として湖岸沿い及び樹林の生育域内への設置を避けま
す。これは、湖岸の施設などへの供給のための部分的な配線は含みません。

やむを得ず設置を要するときは、原則として地下埋設とします。

地上に設置する場合は、電柱配置は計画的、総合的に考え、できるかぎり数を減らすよ
うに努めるとともに、宅地背面などに設置するなど、できるかぎり目立ちにくくします。

(2) 規模

・都市計画法第 8 条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物など
に該当する当該工作物については、5 - 4 (3) の a から e までに掲げる
措置を講ずる。

景観区： すべて

【解説】

参照： P16 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 3 規模」

(3) 形態・色彩

・形態の簡素化を図る。

景観区： すべて

・色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図る。

景観区： すべて

【解説】

送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう、形態の簡素化を図り
ます。

色彩は、周辺との調和に配慮した落ち着いた色彩とし、季節による周辺の色彩の変化を
考慮して色調を決めます。

鉄塔などのフレーム状の形態をもつ工作物の色彩は、山間部など緑の自然豊かな地域に
おいては焦げ茶色や暗緑色、立体的な背景の少ないところにあっては天空になじませるた
めグレー系の亜鉛メッキした後にリン酸処理を施し、くすんだ外観とすることを基本とし
ます。

また、亜鉛メッキの光沢を抑えるため、耐候性鋼材を使用してメッキを省略するなどの対応も考えられます。

(関連：2 - 1 煙突、ごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽(3)色彩)



背景の山並みの景観に配慮し、焦げ茶色とすることで、周辺の景観と調和させた例

(4) 敷地内の緑化

・鉄塔の基部周辺は、修景緑化に努める。

景観区：市・集

【解説】

集落水辺景観区や市街地水辺景観区のように比較的建築物などの密度の高い地域においては、周辺に与える威圧感や無機質な印象を軽減させるため、送電鉄塔の基部周辺をできる限り緑化します。

植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。



基部の緑化により鉄塔の持つ圧迫感を軽減させ、周辺景観との調和を図った例

6 . 木竹の伐採

(1) 樹木などの保全

- ・伐採は、小規模にとどめる。

景観区：すべて

- ・高さ10メートル以上または枝張り10メートル以上のものは、伐採しないよう努める。

景観区：すべて

- ・湖岸または湖岸道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、伐採せず、その周辺に移植するように努める。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図る。

景観区：すべて

- ・土地の面積が0.3ヘクタール以上であるものにあつては、樹林を伐採するにあつてはその土地の面積の25パーセント以上を残置し、修景緑化に活用する。

景観区：河

【解 説】

参照： P 51 「1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 8 樹木などの保全」

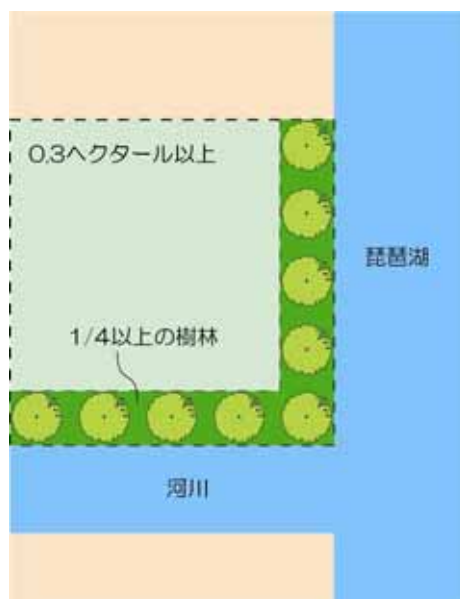
樹木は、景観形成を図るうえで重要な要素であり、長い年月をかけて育まれた、地域の重要な資源・財産ともいえます。

伐採が周辺の景観に与える影響は大きく、また樹木の成長には年月がかかることから、伐採は、なるべく小規模に留めることが重要です。高さや樹冠幅が10メートルを超える大きな樹木は、原則として伐採しないものとします。

特に、道路から見える樹姿または樹勢が優れた樹木で、その地域のランドマークやシンボルとして景観的に重要な役割を果たしていると認められるものについては、その周辺への移植を検討します。やむを得ず伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように補完措置や代替措置を講じます。

また、河畔林景観区では、その景観の特徴が既存の樹木などによるものであることから、敷地の1/4以上の樹林を残し、敷地内の緑化に活用します。

特に敷地内における樹林で、河川や琵琶湖に面したものはできるかぎり残すよう、配慮します。



(2) 生態系への配慮

- ・一団となって生育する樹林は、景観及び生態的な連続性を途切れさせないよう考慮する。

景観区：すべて

- ・伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道などの生物の移動路の確保など必要な代替措置を講じる。

景観区：すべて

【解説】

一団となって生育する樹林は、重要な景観構成要素であるだけでなく生物の生息環境としても重要なものです。

伐採を検討するにあたっては、周辺景観への影響に配慮するとともに、事前に樹木の樹種、樹齢、樹形などの価値を調査・検討を行うものとします。合わせて周辺に生息する植物や生き物の状況を調査し、周辺の生態系に影響を与えないよう、十分配慮します。

< 開発による自然環境への影響を緩和する手法（ミチゲーション） >

回避： 特定の行為あるいはその一部を行わないことにより、影響全体を回避する。

最小化： 行為とその実施において、程度と規模を制限することにより、影響を最小化する。

矯正： 影響を受けた環境を修復、回復、または改善することにより、影響を矯正する。

軽減： 保護・保全活動を行うことにより、事業期間中の影響を軽減・除去する。

代償： 代替の資源や環境で置換、あるいはこれらを提供することにより、影響を代償する。

ミチゲーションの方法を検討する順序としては、まず自然環境への影響をできるかぎり「回避」、「最小化」することを考えます。その上でやむを得ず損なわれる環境については「矯正」、「軽減」による対応を考えます。「代償」は最後の手段です。

(出典：土木ミニ知識 Vol.83 February 1998 / (社)土木学会)

生態系へ留意点としては以下の通りです。

1) 生物の多様性の保護

生物の生息空間として、より広い空間を確保しましょう

- ・生態系に配慮した空間をより広く確保することで、多様な生物の、安定した生息空間、利用空間とすることができます。

多様な環境の空間を保全、創出しましょう

- ・林地・草地・水域などの多様な環境の、それぞれに適応した生物がいます。
特に、異なった環境の境界にある環境推移帯(エコトーン)は、植物相の多様性の高い場所となっていることから、その保護や創出により、生物の多様性を高めることができます。
- ・小動物類の生息場所となるよう、多孔質な素材の利用や配置、構造など、多孔質な空間づくりに配慮します。

環境の改変は最小限としましょう。

- ・やむをえないときは補完処置や代替処置を講じ、環境の多様性を維持しましょう。

2) 生態系としての連続性の確保

周辺環境との質的な連続性をもたせましょう

- ・周辺の自然植生に適合した在来の植物を利用することで、環境の安定化を図ります。
- ・自然石などの自然素材を利用し、在来の動植物との共生を図ります。
- ・林地と草地の間に林縁植生を配置するなど、環境の連続性に配慮します。

移動経路を確保しましょう

- ・環境の連続性に配慮することで、動物の移動経路を確保するとともに、植物の種子の伝播経路とします。

透水性を確保しましょう

- ・なるべく表面を人工物で覆わず、健全な表土を維持することで、水の循環を確保し、気候の安定化に配慮します。

有機物の循環を図りましょう

- ・落ち葉や朽ち木などの有機物は、放置することで、土壌動物が分解、健全な表土の維持につながるるとともに、植物の栄養源となります。
放置できない場合は、コンポストなどを利用して堆肥とし、再利用を図ります。

農薬などの制限や、天敵の活用を図りましょう

- ・農薬などの利用により、植物や動物など生態系の一部を殺す恐れがあるので、使用する場所や時期など、生態系のつながりを切らないように配慮します。
- ・野鳥やカエル、トンボ類などを誘致して、毛虫やカ、ウンカなどの小昆虫などの捕食を図るなど、なるべく農薬等にたよらない管理に配慮します。

3) 人為からの保護・遮蔽

退避場所を確保しましょう

- ・良好な生態系が維持されている区域内では、ブッシュや高木などの退避場所を設けることで、人と動物の共存を図ります。

緩衝帯(バッファゾーン)を設けましょう

- ・自然を保護する場所と人による自然の利用を図る場所の間に緩衝帯を設け、人為的影響を軽減します。
- ・車道との境界は、植栽により、騒音・ライト・排気ガスなどの影響を軽減するよう配慮します。

(参考: 造園施行管理 技術編)

7 . 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

(1) 敷地内における位置・樹木などの保全

- ・敷地境界線から極力後退するとともに、既存樹林を保存するよう努める。
景観区：すべて
- ・原則として、湖岸道路から 2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から 10メートル以内の敷地にあつては汀線から 10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から 2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から 2メートル以上後退する。
景観区：すべて

【解説】

参照： P 1 「 1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 1 敷地内における位置」
P 51 「 ” 1 - 8 樹木などの保全」

(2) 形態

- ・ 遮へい措置を要するものにあつては、その集積または貯蔵の高さは、その遮へい措置に見合った高さまでとする。

景観区：すべて

- ・ 事業所における原材料・製品、スクラップなどまたは建設工事などにおける資材などの集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じる。特に湖または湖岸道路に面する部分にあつては、常緑の中高木などで遮へい措置を講じる。

景観区：すべて

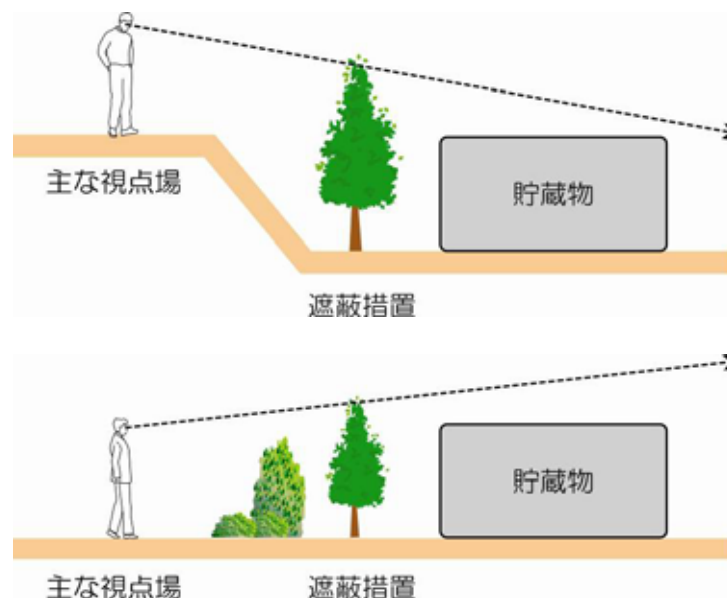
- ・ 農林水産品置場、商品の展示場、ヨット・ボートヤードなどにあつては物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽する。

景観区：すべて

【解説】

遮蔽措置に見合った高さとは、十分に遮蔽の効果が発揮できる高さをいいます。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮蔽措置を講じる必要があります。

遮へい措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮蔽措置の効果を考慮して、できる限り抑えます。



屋外における物品の集積、貯蔵のうち、事務所における原材料・製品、スクラップなどや建設工事などにおける資材など、雑然とした印象を与えるものの集積または貯蔵については、道路またはその他の公共の場から容易に望見できないよう、敷地境界線からできるかぎり多く後退するとともに、敷地外周部に遮へい措置を施します。

特に、湖または湖岸道路に面する部分については、周辺の景観との調和を図るとともに、

緑豊かな景観の形成をはかるため、樹木により遮へいします。

樹木の選定にあたっては、堆積物の規模に合わせてるとともに、常緑の中高木をとり入れた修景緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう配慮します。

田園の稲架のように地域の風景を特徴づける農林水産物や、人に見せるための商品の展示場などの集積・貯蔵を行う場合は、その目的などに配慮しながら整然と集積又は貯蔵します。さらに周辺の景観を考慮し、必要に応じて修景緑化を行います。

(3) 敷地内の緑化

- ・植栽は、自然植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とする。

景観区：すべて

【解説】

参照： P38 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-7 敷地内の緑化」

(4) 樹木などの保全

- ・敷地内に生育する樹林は、保存するよう努める。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめる。

景観区：すべて

- ・樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努める。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図る。

景観区：すべて

- ・敷地内に生育するヨシ原などは、保存するよう努める。

景観区：すべて

【解説】

参照： P51 「1. 建築物の新築、改築または増築 1-8 樹木などの保全」

8 . 開発行為

8 - 1 のり面などの修景

(1) 樹木などの保全

- ・造成などにおいては既存樹木を保存するよう配慮する。

景観区：

【解 説】

参照： P 51 「 1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 8 樹木などの保全」

(2) のり面の緑化

- ・造成などに係る切土及び盛土に伴いのり面が生じる場合にあっては、適切な植栽を行う。

景観区：





【解 説】

造成などを伴う開発行為の多くは地形を大きく改変するため、景観に大きな影響を与えるものです。

造成などに伴って生じたのり面に適切な植栽を行うことにより、土砂の流出や法面の崩壊を防ぐとともに、緑豊かな景観を形成します。

< のり面勾配と樹木の関係 >

のり面の緑化を行う際は、あらかじめそれに見合ったのり勾配や植栽地盤の造成が必要です。勾配ごとに植栽可能な樹木の目安は次のとおりです。

勾配	断面パターン	植栽可能樹木
1 : 1.5 (66.6%) (33° 40′)		地被 芝
1 : 1.8 (55%) (29° 3′)		地被 低木
1 : 1.5 (33.3%) (18° 30′)		地被 低木 中木
1 : 1.5 (25%) (14° 00′)		地被 低木 中木 高木

出典：造園施行管理技術編（監修／国土交通省都市局公園緑地課）



造成に際し、のり面を適切に緑化することによって新しいまちなみ景観に潤いを与えている例

- ・ 高 木 : 植栽時に 3.m以上の樹木
- ・ 低 木 : 植栽時に 0.6m以下の樹木
- ・ 中 木 : 植栽時に 0.6m以上の樹木
- ・ 地 被 : 地上を被う草本類を中心としたグランドカバー植物

(3) 擁壁

・擁壁などの構造物を設ける場合にあっては、「5 - 3 擁壁の新築、改築または増築」の規定に準じる。

景観区：すべて

【解説】

参照： P 58 「5 . 工作物の新築、改築または増築
5 - 3 . 擁壁の新築、改築または増築の基準」

(4) 敷地内の緑化

・駐車場を設置する場合にあっては、湖岸及び湖岸道路から望見できないよう、敷地外周部などに修景緑化を行うなどの措置を講じる。

景観区：すべて

【解説】

参照： P 38 「1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 7 敷地内の緑化」

湖岸や湖岸道路に面する部分にあっては、駐車場の設置により景観の連続性がとぎれないよう、敷地外周部を積極的に緑化します。

8 - 2 その他

(1) その他

- ・当該開発行為の区域において継続的な景観形成ができるよう、地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定などを定めるように努める。

景観区：すべて

【解説】

地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定などの制度を活用して、地域の景観特性に合ったルールを定めることで、継続的により質の高い景観形成を図ります。

地区計画	<p>地区計画とは、住民がつくった、自治体に提案できる建築ルールのこと。</p> <p>地区計画制度は、1980年に都市計画法及び建築基準法の一部改正により創設された制度で、ある一定の地区を対象に、地区の課題や特徴を踏まえ、住民からの提案や住民参画のもと、住民と市とが連携し、実情に合ったよりきめ細かい規制を都市計画に位置づけて、その地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するというもの。</p>
景観協定	<p>景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により、良好な景観を形成するために結ぶ協定。</p> <p>定める内容は住民間で決められ、建築物や工作物のデザインをはじめ、緑化や屋外広告物の表示、ショーウィンドウの照明時間など、良好な景観形成に関する様々な内容について定めることができる。</p> <p>協定は、所有権などが移転した場合にも継承される。</p>
建築協定	<p>建築基準法などの一般的制限以外に、市町村が条例で定める一定区域内で、関係権利者の全員の合意のもとに、建築の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。</p> <p>住宅地としての環境や、商店街としての利便性などを維持したり、推進するために、土地の所有者、建築物の賃借権者など全員の合意により取り決めることができる。建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、デザイン、建築設備など建築物に関する基準を規定していて、協定の目的となっている土地の区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があった場合の措置などを定めている建築協定書を作成し、市町村（特定行政庁）の許可を受けなければならない。また、市町村の認可の公告後にその協定区域内の土地所有者になったものや、借地権、建物賃借権を取得したものにも建築協定の効力はおよぶ。建築協定の締結や変更は、全員の合意が必要だが、廃止は過半数の合意があればできる。</p> <p>大津市内においては、平成18年12月現在で30箇所の協定が締結されている。</p>
緑地協定	<p>緑地協定とは、都市緑地保全法（1973年制定）に基づく制度で、緑地の保全、または緑化の推進に関する事項について、土地所有者などの全員の合意により協定を結ぶ制度。</p> <p>「建築協定」と同様に、ある地域の土地所有者たちが、その地域の緑地の保全と緑化の推進に関する事項について、一定の取り決めをつくり、地方自治体に認可を受けて締結する。</p> <p>大津市内においては、平成18年12月現在で26箇所の協定が締結されている。</p>

9 . 鉦物の掘採または土石の採取

(1) 敷地内の緑化

・湖岸及び湖岸道路から望見できないよう、常緑の中高木による遮へい措置を講じる。

景観区：特

・跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽など必要な緑化措置を講じる。

景景観区：特

【解 説】

参照： P 38 「1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 7 敷地内の緑化」

これらの行為が行われる場所は、その期間中、雑然としたものになり易いため、水辺特別景観区の湖岸や湖岸道路に面する部分にあっては、外部からできるかぎり望見できないよう、樹木によって遮へいを行ないます。

四季を通じて遮蔽の効果を保つとともに、緑豊かな湖岸や湖岸道路景観とするため、常緑の中高木を用います。

これらの行為の跡地は、荒地化など雑然とした景観とならないよう、整正するとともに、周辺の景観に配慮した緑化措置を講じます。

10 . 水面の埋立てまたは干拓

(1) 形態・素材

・護岸は、石材などの自然素材を用いる。ただし、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮する。なお、構造については、多孔質な構造とするなど生物の生息環境に配慮したものとするよう努める。

景観区：特

【解説】

参照： P58 「5 . 工作物の新築、改築または増築
5 - 3 擁壁の新築、改築または増築」

護岸は、周辺の自然景観との一体感・連続性に配慮し、自然素材を用います。のり面が生じる場合は、芝張りなどにより緑化します。

また、必要に応じて親水性のある、水とのふれあいが可能な形態とします。

護岸の検討にあたっては、周辺に生息する植物や生き物の状況を調査し、生態系に影響を与えないよう、構造を自然に近い多孔質なものとするなど、十分配慮します。

また、構造については、自然石積みや多孔質構造のブロックを使用するなど、生物の生息環境に配慮します。



生物の生息環境に配慮し、多孔質な石積みの構造とした例（再掲）

(2) 敷地内の緑化

- ・埋立て後の土地(のり面を含む。)にあつては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽など必要な緑化措置を講じる。

景観区：特

【解説】

参照： P 38 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 7 敷地内の緑化」

埋立て後の土地には、湖岸に緑の潤いを与えるため、積極的に緑化します。

緑化に用いる樹種は、原則としてその地域の自然植生を目安に選定します。樹形や樹高、樹性(陰陽性、耐寒性、移植難易度など)などを十分考慮して、バランスのとれた植栽を行うことが望まれます。

11 . 土地の開墾その他の土地の形質の変更

(1) 樹木などの保全

- ・ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、樹林若しくはヨシ原などがある場合は、保存するよう努める。

景観区：特

【解説】

参照： P 85 「1 . 建築物の新築、改築または増築 1 - 7 敷地内の緑化」

(2) 敷地の形状

- ・ 造成などに係る切土及び盛土の量は、少なくするとともに、のり面整形は土羽によるものとする。やむを得ず擁壁などの構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとする。

景観区：特

【解説】

参照： P 88 「8 . 開発行為 8 - 1 のり面などの修景」

P 58 「5 . 工作物の新築、改築または増築
5 - 3 擁壁の新築、改築または増築」

景観や環境への影響を考慮し、造成などに係る切土及び盛土の量はなるべく少なくします。

のり面が生じる場合は、視覚的につながりを持たせ、一体となった景観形成ができるよう、整形は土羽（コンクリートなどで保護していない土の部分）とします。土羽の部分は、湖岸に緑の潤いを与えるため、芝張りなどにより積極的に緑化します。

土質などにより構造物が必要であるなど、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に抑え、原則として石材などの自然素材を用いた構造物とします。

やむを得ず自然素材と出来ない場合は、これを模したものを用います。

(3) 敷地内の緑化

- ・ 広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第 8 条に規定する用途地域内のものを除く。）を設置する場合であって、その施設に係る敷地の面積が 0.3 ヘクタール以上であるときは、敷地面積の 20 パーセント以上の敷地を緑化し、湖岸または湖岸道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行う。

景観区：特

- ・ のり面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木及び中高木の植栽など必要な緑化措置を講じる。

景観区：特

- ・ 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮する。ただし、これにより難しい場合には、湖岸及び湖岸道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じる。

景観区：特

【解説】

- 参照： P38 「1. 建築物の新築、改築または増築 1 - 7 敷地内の緑化」
P88 「8. 開発行為 8 - 1 のり面などの修景」